

知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その34）

—特許権侵害差止請求控訴事件（液体インク収納容器事件）—

会員・ソフトウェア委員会 小倉 博

目次

1. はじめに
2. 判決の要約
3. 事案の概要
4. 事件の経緯
5. 本願発明の内容
6. 原審決および裁判所の判断
7. 考察

決が出された。この無効審決の取消を求めた審決取消訴訟（平22(行ケ)10056号）で無効審決が取り消され、本件特許の侵害を理由にキヤノン株式会社がインクカートリッジを輸入、販売、販売の申出を行う株式会社オーム電機を被告とする差止請求を行った（原審）。本件特許に関連して、他の当事者を被告とする訴訟は多数存在するが（東京地裁平21(ワ)3529号等）、ここでは、本件判決（平24(ネ)10093号）に関連性が比較的低いと思われる事件の説明は割愛する。

1. はじめに

ここで紹介する判決は、サブコンビネーション特許と自由抗弁に関連するものであるが、この判決がソフトウェア特許に及ぼす可能性があるかを含め考察する。

2. 判決の要約

- (1) 事件番号：平24(ネ)10093号
- (2) 判決言渡日（判決）：平25.8.9
- (3) 特許番号：3793216号
- (4) 原審：東京地裁平23(ワ)24355号
- (5) 発明の名称：液体インク収納容器、液体インク供給システムおよび液体インク収納カートリッジ

3. 事案の概要

サブコンビネーション特許に対する自由技術の抗弁はイ号製品単体を対象として行うべきではなく、サブコンビネーション以外の特許請求の範囲に記載された限定要素も含めて主張すべきであると結論付け、控訴を棄却し、特許権者による権利行使を認めた。

4. 事件の経緯

本件特許に対しては多数の無効審判（無効2009-800091号、無効2009-800141号、無効2009-800230号等）が請求され、その多くは請求不成立とされたが、無効2009-800101号に対しては無効審

5. 本願発明の内容

1) 無効審判において認容された訂正クレームは下記の通り

【請求項1】

複数の液体インク収納容器を搭載して移動するキャリアリッジと、(1A1)

該液体インク収納容器に備えられる接点と電気的に接続可能な装置側接点と、(1A2)

前記キャリアリッジの移動により対向する前記液体インク収納容器が入れ替わるように配置され前記液体インク収納容器の発光部からの光を受光する位置検出用の受光手段を一つ備え、該受光手段で該光を受光することによって前記液体インク収納容器の搭載位置を検出する液体インク収納容器位置検出手段と、(1A3)

搭載される液体インク収納容器それぞれの前記接点と接続する前記装置側接点に対して共通に電気的接続し色情報に係る信号を発生するための配線を有した電気回路とを有し、(1A4)

前記キャリアリッジの位置に応じて特定されたインク色の前記液体インク収納容器の前記発光部を光らせ、その光の受光結果に基づき前記液体インク収納容器位置検出手段は前記液体インク収納容器の搭載位置を検出する記録装置の(1A5)

前記キャリアリッジに対して着脱可能な液体インク収納容

器において、(1A6)

前記装置側接点と電氣的に接続可能な前記接点と、
(1B)

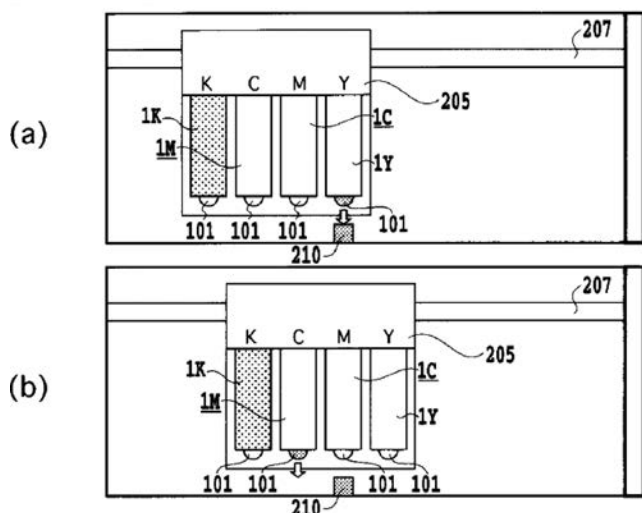
少なくとも液体インク収納容器のインク色を示す色情報
を保持可能な情報保持部と、(1C)

前記受光手段に投光するための光を発光する前記発光
部と、(1D)

前記接点から入力される前記色情報に係る信号と、前
記情報保持部の保持する前記色情報とに応じて前記発
光部の発光を制御する制御部と、(1E)

を有することを特徴とする液体インク収納容器。
(1F)

【図 30】



2) インク収納容器を請求するが、構成要素の
1A1~1A5は、インク収納容器が搭載される記録装置
であるプリンタの特徴を特定するものである。

3) 図 30(a)に示すように、プリンタ本体側からイ
エローの容器 1Y の発光を指示する信号を共通バスを
介して送信すると、受光手段 210 の前に位置づけられ
たイエローの容器 1Y が発光し、他の容器はこの信号
を無視する。受光手段 210 による光の検出により正し
い容器の装着を確認する。図 30(b)に示すように、マ
ゼンダの容器 1M の発光を指示する信号に対し、シア
ンの位置に誤装着された容器 1M は発光するが、マゼ
ンダの位置に誤装着された容器 1C は発光せず、受光
手段 210 は光が検出できないことにより容器の誤装着
を検出する。

4) 要約すると、光カップリングを利用し、少ない
数の信号線でインク収納容器の誤装着を検出する発明
である。すなわち、「光カップリング」、「共通バス」、

「誤装着の検出」の 3 要素の組み合わせに特徴がある
と考えられる。これらの要素はインク容器自体が備え
る特徴であるとは言えない。

6. 原審決および裁判所の判断

1) 無効審決では、発光部を備えるインク容器が公
知（特開 2002-5818）であり、「受光手段に投光するた
めの」が発光部の構成を限定するものではないとの理
由から、進歩性欠如との判断がなされた。

2) これに対し、審決取消訴訟の判決では、一体性・
専用性があれば、サブコンビネーション以外の構成要
素に関連する限定（受光手段に投光するための）も容
易想到性の判断対象とすべきであると結論付け、無効
審決を取り消した。

3) 原審において、共通バスを利用して各インク容
器が装着されているか否かを確認する技術（特開
2002-370378）等が公知であることから、被告は本件特
許の進歩性欠如を主張した。東京地裁は、「光カップ
リング」、「共通バス」、「誤装着の検出」の 3 要素の組
み合わせが公知でないことを理由に被告の主張を退け
た。

4) 控訴審では、控訴人は、イ号が公知技術（特開
2002-301829：インク残量低下時にインク容器のラン
プを発光させる発明を開示）又は該技術から容易な技
術を用いているのみであることを理由に、イ号が自由
技術に該当すると主張した。知財高裁は「本件訂正発
明 1 は、引用する原判決認定のとおり、記録装置の
キャリアッジに着脱可能な液体インク収納容器に関する
ものであり、これに対応する記録装置（プリンタ）の
構成と一組のものとして発明を構成するものであるか
ら、控訴人としては、控訴人各製品の構成を特定する
に当たっては、本件訂正発明 1 における記録装置側の
構成を含めて、その全ての構成要件に対応した控訴人
各製品の構成を特定して主張すべきである。控訴人
は、上記構成を除いた控訴人主張控訴人各製品構成を
前提として同抗弁を主張するものであり、控訴人の上
記主張はその前提において誤っており、これを採用す
ることはできない。」との判断を示し、控訴人の主張を
退けた。

7. 考察

控訴審では、サブコンビネーション（インク容器）
のコンビネーション（記録装置、すなわちプリンタ）

に対する一体性が認められれば、自由技術の抗弁の対象は、イ号の技術自体ではなく、プリンタ全体を対象とすべきであるとの判断が示されたと解釈できる。すなわち、サブコンビネーション（部品）のクレームに付加されているコンビネーション（製品全体）に関する限定もクレームの一部であるので、自由技術の抗弁も、コンビネーションに関する限定に対応する構成を含めて行うべきであるとの判断が示されたと考えられる。

審決取消訴訟では、容易想到性の判断対象となる要件として一体性と専用性が挙げられていたが、控訴審判決では専用性に関する言及はなく、一体性のみが要件となっていると思われる。

この判決を考慮して、コンビネーション特許（e.g. プリンター特許）の間接侵害を利用した権利行使と、サブコンビネーション特許（e.g. インク容器特許）の

直接侵害を利用した権利行使とを比較すると、「のみ要件」（101条1号）や故意（同2号）等を要件とする前者よりもこれらの要件がない後の方がより広い範囲の保護が与えられると考えられる。

ソフトウェア関連発明においては、例えば、主にサーバ側の処理に特徴のある発明であるが、その事業収益が、クライアント側の機器の販売やサービスの提供に大きく依拠するようなビジネスモデルも多く存在する。サブコンビネーション特許に比較的有利な保護が付与されることを考慮すると、このような場合、クライアントを対象とするサブコンビネーションクレームを有する特許を取得することで権利行使をより有利にする可能性があると思われる。

以上
(原稿受領 2014. 6. 5)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 本 田 淳

記

- | | |
|-----------------|--|
| 応募資格 | 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。 |
| 掲載
テーマ
字数 | 原則、先着順とさせていただきます。
知的財産に関するもの
5,000字以上厳守～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。 |
| 応募予告 | メール又はFAXにて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと |
| 論文送付先 | 日本弁理士会 第3事業部 広報・支援室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 |
| 掲載基準
選考方法 | http://www.jpaa.or.jp/?p=9390
会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果、不掲載とさせていただきますので、予めご承知ください。 |